

車両回送業務委託約款および重要事項説明書

NOAH サービス協同組合（以下「甲」という）と組合へ加入する企業（以下「乙」という）は、次の通り業務委託（以下「本約款」という）を締結する。

以下の本約款内容を遵守し、約款事項に違反するような行為が認められた時には、本約款に基づき業務委託の解除や処分・損害賠償請求の対象となります。

第 1 条 （目的）

乙は、次条の業務（以下「本業務」という）を甲から委託され、甲から受託するとともに、乙は甲から委託される趣旨に従い、信義に則り誠意と責任をもって安全・迅速・確実に本契約を履行するものとする。また、甲と乙とは相互の円滑な業務運営を図るために協力し合うものとする。

第 2 条 （業務内容）

甲が乙に委託する業務は、次の通りとする。

- (1) レンタカーの回送及びそれに付帯する業務（点検、車両の説明、保険の説明）
- (2) 運転代行およびそれに付帯する業務（送迎）
- (3) 軽貨物運送およびそれに付帯する業務
- (4) ロードサービス及びそれに付帯する業務
- (5) 乙が、前項第 1 号、2 号、3 号、4 号に定める業務を実施する場合は、
甲乙協議のうえ誠意をもって定める事項を遵守し、これを行わなければならない。
- (6) 乙は、甲から委託される業務において業務レベル、業務の仕様が甲の範囲を超えていない場合は、甲から委託されることを拒否できないものとする。

第 3 条 （本約款の締結する条件）

本約款の締結（業務委託）する条件は、以下の通りとする。

- (1) 甲乙との本契約は、雇用関係ではないものとする。
- (2) 乙は独立した個人事業主もしくは法人とし、毎年の確定申告を自ら行うものし、
毎年申告した書類のコピーを甲へ提出するものとする。
- (3) 日本国籍を取得している者だけとする。
- (4) 住居の住所が日本国内である者だけとする。
- (5) 業務履行する者は満 18 歳以上であり、尚且つ公安委員会が発行する普通自動車運転免許を取得している者だけとする。
- (6) 取得している普通自動車運転免許が有効でない者は業務を遂行できないものとする。

- (7) 業務遵守する者は、社会保険もしくは国民保険に加入している者だけとする。
- (8) 携帯電話を所持していない者は本契約を締結できないものとする。
- (9) 心身障害者もしくは持病において、業務履行に影響があると甲が判断した場合は本契約を締結できないものとする。
- (10) 定期診断（健康診断）を受け、重大な異常があった者は業務履行に影響があると甲が判断した場合、本契約を締結できないものとする。

第 4 条 （提出書類）

乙は本約款締結に際し、次の書類を業務委託開始前まで甲に提出しなければならない。
なお、乙から次の書類が全て提出されない限りは、業務を委託しないものとする。

- (1) 企業登録書（署名・捺印）
- (2) 登記簿謄本（現在事項証明書）、個人事業主証明書（開業届）の写し（3ヶ月以内）
- (3) 該当される者の各運転免許証の写し（有効期限内）
- (4) 該当される者の各運転記録証明書の写し（発行日より3ヶ月以内）
- (5) 通帳の写し
- (6) 各保険証券の写し（有効期限内）

第 5 条 （業務の実施・指示）

- (1) 乙は甲から業務を委託されるあたり、甲が指定する期日までに業務遂行可能なスケジュールを甲に提出するものとする。
- (2) 甲は、乙から提出されたスケジュールに基づき業務を委託するものとする。
- (3) 甲は乙に業務を委託する際は、E-mail アドレスに委託する業務の詳細を送付する事により、業務を委託するものとする。
なお、乙は業務の詳細で不明な点があった場合は直ちに甲に確認するものとする。
- (4) 乙は甲から送付されてきた E-mail 内の業務を受託する場合は、甲が保有する LINE@（アカウント名：NOAH サービス協同組合）へ受託する旨を伝えるものとする。
- (5) 乙は、自ら業務処理計画を立案するとともに本約款の内容及び趣旨に関する情報提供を徹底し、本業務を実施するものとする。
- (6) 甲は、乙の顧客または第三者より本業務に関する苦情を受けた場合は、速やかに甲乙双方は苦情内容について調査を行い、甲乙協議し再発防止を実行しなければならない。
- (7) 乙は、ビジネスマニュアル（別紙）のサービス規定及び甲の配車オペレーション担当者の指示を遵守するものとする。

第 6 条 (業務遂行に関する日程提出・休日申請および罰則)

- (1) 乙は甲が本業務を円滑に遂行するため、下記の期日まで 2 週間分の日程を提出するものとする。

毎月 1 日～15 日までの日程を前月 25 日までに日程提出

毎月 16 日～月末までの日程を当月 10 日までに日程提出

第 7 条 (業務遂行に関する各伝票および罰則)

- (1) 乙は業務完了後、速やかに各伝票を携帯カメラで撮影し甲へ送付するものとする。
- (2) 各伝票の提出は毎週月曜日まで甲に持参もしくは郵送にて提出するものとする。
- (3) 乙が上記の期日までに各伝票の提出がなかった場合は、各料金は一切支払いをしないものとする。
- (4) 上記期日までに回送伝票および高速利用明細・ガソリン代領収書が甲へ提出が無い場合、甲も取引先へ請求できない為その費用を乙へ請求するものとする。その際、費用は各料金から相殺するものとする。

第 8 条 (事故処理・事故負担金および損害賠償)

甲が本業務の実施にあたり発生させて事故に関する処理および損害賠償については、次の通りとする。

- (1) 乙は、本業務の実施が困難な事態が発生した場合または本業務の実施が遅延する虞がある場合（台風、地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地滑り、山崩れ、その他の天災地災が発生した場合を含む）は、原因の如何に拘らず速やかにその内容を甲に連絡しなければならない。
- (2) 乙は前項に定めた事態が発生した場合は、甲の要求に可能な限り応じるように努めるものとする。
- (3) 乙は本業務の実施中に天災地災（台風、地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地滑り、山崩れ、その他）が発生し、故意に車両の破損および故障した場合は全ての責任を負うものとする。
- (4) 乙は車両事故・交通事故等による本業務の中断に際しては、速やかに甲に連絡したうえで、甲の指示に従い本業務を遂行するものとする。
- (5) 乙が故意の事故、引取（お迎え）時間・納車（到着）時間の遅延を起こし、第三者から損害賠償を受けた場合は、乙が自らの責任において解決し甲には何ら財産上の負担を掛けないものとする。
また、事故車両の休車補償金、代車費用、運搬費用およびその他付帯費用についても乙が全額負担するものとする。
- (6) 乙の過失による車両事故、或いは単独事故の場合は全て過失損害とする。

- (7) 乙は前項(5)の負担金（車両保険 免責 10 万円）を現金もしくは各料金で支払うもしくは相殺するものとする。
- (8) 甲が乙の委任を受け、賠償金を立て替え払いした場合、乙は直ちに甲に弁済するものとする。
- (9) 甲が定めるサービスに乙が反した場合、甲に損害を与えたとし実費費用を算出した金額を乙に損害賠償として請求するものとする。
- (10) 乙は甲から損害の賠償請求を受けたら、直ちに応じるものとする。

第 9 条 （保険の付保）

- (1) 甲は本業務の実施において、交通事故、その他の不慮の事故を発生させた場合に、十分の賠償に耐え得る額の保険を付保するものし、対人・対物・搭乗・車両自動車保険の条件は、以下の通りとなる。
加入保険会社 三井住友海上
 - 対人賠償 無制限 ■対物賠償 無制限
 - 車両保険 時価
 - 搭乗者傷害 （死亡）1,000 万円（入院）10,000 円（通院）5,000 円
 - 免責 10 万円
- (2) 甲の本業務の実施において、乙は 1 件につき各料金の 5%を保険料として甲に支払いするものとする。
- (3) 乙が独自で契約している保険を使用する場合は、前項第 2 条は適用しないものとする。

第 10 条 （委託代金）

- 甲と乙の請負代金及び支払期日・方法は、次の通りとする。
- (1) 本業務において甲が乙に対して支払う委託代金は、甲が乙に業務の委託を E-mail にて依頼する際に開示するものとする。
なお、委託代金には乙が業務実施に要した交通費も含むものとする。
 - (2) 前項の委託料金に定める委託代金は原則として消費税および地方消費税加算前の金額とする。
 - (3) 甲は乙に対して、甲の売り上げを委託する際に開示するものとする。
 - (4) 本業務の委託代金は毎月末日締め切りにて計算し、甲は乙に対して締切日の翌月末日までに、甲の指定する銀行支店の口座を開設したうえ、銀行振込送金にてこれを支払うものとする。
但し、支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日を支払日とする。また、銀行振込送金に掛かる手数料は乙の負担とする。

第 11 条 (委託代金の付随)

甲と乙との請負代金の付随は、次の通りとする。

- (1) 甲は、第 6 条で乙が生じた損害の債権およびその他の債権を委託代金から相殺できるものとする。
- (2) 乙が業務を無免許および飲酒運転で履行した場合、その期間中の委託代金は一切支払わないものとする。
- (3) 甲は、委託支払明細書を乙に対し毎月 10 日までに PDF にし E-mail にて送付するものとする。
- (4) 乙は、甲から委託明細書を受け取ったら直ちに内容の相違があるか確認し、毎月 15 日までに相違があるかないかの連絡を甲にするものとする。
尚、毎月 16 日以降に相違の旨を甲に伝えても、甲は応じないものとする。
- (5) 乙が無断で欠勤もしくは甲へ損失を与えた場合は、その期間中の委託代金は乙へ支払わないものとする。
- (6) 甲が作成したマニュアルに記載して事項に乙が反した際は、該当事項に関する委託代金は乙へ支払わないものとする。

第 12 条 (費用の負担)

本業務の実施に基づいて発生する費用（高速道路料金・燃料給油代金・その他）は、甲からの指示があった場合は、甲が全額負担するものとする。

尚、費用負担金は第 8 条と合わせて支払うものとする。

但し、乙が故意に置き忘れ・紛失をし、第三者が不正に使用された際は、その使用分を発覚した場合は、甲は乙へ請求し乙は直ちに甲へ支払うものとする。

第 13 条 (備品購入および貸出備品それに伴う支払い)

- (1) 乙は本業務を遂行する為に必要な書類および備品を甲から購入するものとする。

車両回送書 1冊 1,500円

乗務記録簿 1冊 1,500円

名刺 250枚 4,540円

制服 ポロシャツ 1枚 2,500円

長袖ブルゾン 1枚 4,000円

上記の金額は消費税および地方消費税加算前の金額とする。

- (2) 乙は本業務を遂行する為に必要な書類および備品を甲から借用するものとする。

ドライブレコーダー 1台 4,980円

上記の金額は消費税および地方消費税加算前の金額とする。

- (3) 購入および貸出に関する支払いは、下記のとおりとする。

毎月末日に締め、翌月 20 日に口座振替か銀行振込で支払うものとする。

但し、支払いが出来ない場合は、委託代金から相殺するものとする。

第 14 条 (契約期間)

委託期間は、定めないものとする。

但し、試用期間として 3 ヶ月を設けるものとする。

第 15 条 (契約解除)

(1) 甲および乙は、1 ヶ月前に相手方に書面で通知することにより本契約を解除することができるものとする。

(2) その他、業務を適法かつ円滑に遂行し得なくなったと甲が認めたとき解除することができるものとする。

(3) 乙が本契約各条に違反した場合、直ちに本契約を解除できるものとし、更に乙は本契約の期間中理由も問わず自由に本契約を解除することができるが、この場合甲は書面により契約解除の通知をしなければならない。

但し、業務遂行中の業務があるときは、乙は業務を途中放棄してはならない。

その業務完了後に乙に契約解除の通知をするものとする。

(4) 乙が甲に対し 2 週間以上連絡のなき場合、また 1 ヶ月以上甲と連絡もなく業務を行わない場合、甲は契約解除することができる。

(5) 乙は契約解除の際は甲から預かっている各伝票・マニュアル等を直ちに返還しなければいけない。

尚、返還されない場合は甲が返還の確認ができるまでの期間、委託料を一時的に預かり、返還の確認後に支払うものとする。

(7) 契約解除時に第 6 条の相殺後に残金がある場合、契約解除の月末までに甲の指定銀行口座に支払うものとする。

第 16 条 (告知義務)

(1) 乙は本約款の記載事項に変更があった場合、直ちに甲へ通知を行わなければならない。

(2) 甲に提出した書類で変更があった場合、直ちに甲へ通知を行わなければならない。

第 17 条 (法令遵守)

(1) 乙は全ての回送メンバーは独立した事業主として道路交通法の国の規範に従って業務を行い、公序良俗に反することのない正しい活動と、納税などの必要な義務を各自で果たすものとする。

又、本約款の履行にあたり、関係諸法令・諸規則を遵守しなければならない。

(2) 何らかの職業に就労している場合は、当該就労上の規定および関連法令を遵守しなければならない。

第 18 条 (安全管理)

甲と乙は、本業務に使用する車両において交通事故および車両の故障防止のため、必要な体制を構築及び関係諸法令・諸規則に定める点検し、作業の安全に努めなければならない。

第 19 条 (第三者委託)

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本業務を如何なる場合および方法によっても第三者に実施させてはならない。なお、甲の事前の承諾を得て乙が第三者に本業務を委託する場合であっても、乙の責任において当該第三者に本約款に定める事項全てを遵守させるものとし、乙は当該第三者の行為について一切の責任を負うものとする。

第 20 条 (権利義務の譲渡)

乙は甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本約款から生ずる権利義務、その他の甲に対する債権債務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

第 21 条 (その他の禁止事項)

- (1) 甲の許可なく甲の組織を利用し、商品等の販売及び勧誘活動をしていけない。
- (2) 甲に故なき誹謗中傷や事実でないことをその他へ発言及び掲示板等への書き込みをしてはならない。
- (3) 乙は組合企業でありながら、同業他社での業務提携を行ってはいけない。
- (4) 乙は、本約款・個人情報・必要とする資料・業務遂行上知り得た情報の一切を第三者に漏らしてはならない。(守秘義務)
- (5) その他上記の事項に記載のない事柄であっても、組合に迷惑をかける行為はしてはならない。

第 22 条 (協議)

本契約の条項に関し疑問のあるとき、もしくは本約款に定めない事項については、その都度、甲乙で協議のうえ誠意をもって解決にあたるものとする。

第 23 条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本約款に関し裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本約款に定めた事項とする。